

寒川町森林整備計画書

計画期間

自 令和 5年4月 1日

至 令和15年3月31日

神奈川県

寒川町



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	5
1	森林整備の現状と課題	5
2	森林整備の基本方針	5
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林の整備に関する事項	6
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	6
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	11
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
3	その他必要な事項	13
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	14

2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	14
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	14
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	14
5	その他必要な事項	14
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	14
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	14
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	14
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	14
4	その他必要な事項	14
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	14
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	15
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	15
3	作業路網の整備に関する事項	15
4	その他必要な事項	15
第8	その他必要な事項	15
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	15
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	15
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	15
Ⅲ	森林の保護に関する事項	15
第1	鳥獣害の防止に関する事項	15
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	15
2	その他必要な事項	16
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	16
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	16
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	16
3	林野火災の予防の方法	16
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	16

5	その他必要な事項	16
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	16
1	保健機能森林の区域	16
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	16
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	16
4	その他必要な事項	17
V	その他森林の整備のために必要な事項	17
1	森林経営計画の作成に関する事項	17
2	生活環境の整備に関する事項	17
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	17
4	森林の総合利用の推進に関する事項	17
5	住民参加による森林の整備に関する事項	17
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	17
7	その他必要な事項	17

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は神奈川県の中核部を流れる相模川河口から上流約6kmの左岸に位置する。

総面積は 1,334ha、地域森林計画対象民有林面積は 15.37ha で、内容は越の山地区等にわずかに残る二次林の他に、屋敷林や社寺林および川沿いの雑木林程度となっており、そのうちスギを主体とした人工林面積は 2.65ha、広葉樹の天然林は 12.61ha となっている。

そうした中、町民が森林に求めるものは、生活環境の潤いや自然とのふれあいなどによる生活面での充実といった保健文化機能、森林の持つ水源のかん養、土砂の流失・崩壊防止といった生活環境保全機能が挙げられる。

本町では林業など森林に関する産業がないため、活発な森林整備や更新は行われていない現状であり、人工林の間伐及び住宅地周辺の森林の保全を図ることが求められている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域森林計画および寒川町みどりの基本計画を基本に本町の森林資源を踏まえて、神奈川県が定める「かながわ森林再生50年構想」による「身近なみどりを継承し再生するゾーン」とし、現存する森林の継承、快適な生活環境の形成機能の発揮を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本町の森林を「身近なみどりを継承し再生するゾーン」として快適環境形成機能の維持増進を図ることとし、本町ではまとまりある森林が非常に少ないことから、森林の将来構造において、越山地域、寒川神社地域、旧目久尻川ふるさと緑道沿いを「まとまりある森林」して位置づける。

特に本町では2地区が自然環境保全地域に指定されており、そのうち、越山地域は町内唯一の面として残る自然性の高い2次林であり、自然環境保全の対象として重要である。

また、寒川神社地域は境内および参道部分であるため、ほぼ恒久的に自然性が確保されると考えられる。

このほか、旧目久尻川ふるさと緑道沿いの地区はクヌギ、コナラ林および竹林になっており、町の鳥に指定されたダイサギのほか、県内では希少なコサギ、ゴイサギのコロニーが形成されていて、越山地域以外では最もまとまりのある樹林地域であり、保全に努めていく。

身近なみどりを継承し再生するゾーンを中心に、広く町民に開かれた森林の整備をすすめ、保全及び利用活動への町民の参画を促し、森林と人との豊かな関係回復・創出を図っていくものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

(該当なし)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	クヌギ コナラ	その他広葉樹
本町全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

長伐期施業を行う場合の伐期は次のとおりとする

樹種	伐期
スギ	80年
ヒノキ	90年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の立木の伐採は原則として択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとする。

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐を行う場合は2ヘクタール以下を標準とし、やむを得ない場合にあっては20ヘクタールを限度とする。ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令の定めを遵守して適切な伐採を行うこととする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採）とする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

なお、集材・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

作業システムの目安

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩傾斜地 〔概ね20°以下〕 (※1)	① 車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付) グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・プロセッサ	フォワーダ 又はトラック
中～急傾斜地 〔概ね20～35°〕 (※2)	② 車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付) グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・プロセッサ	フォワーダ 又はトラック
	③ 架線系	(簡易な架線系集材) スイングヤーダ等	チェンソー	フォワーダ 又はトラック
急峻地 〔概ね35°以上〕	④ 架線系	(架線集材) タワーヤーダ 自走式搬器等	チェンソー	フォワーダ 又はトラック

(※1) 路網の整備状況により、②～④のシステムも選択できるものとする

(※2) 路網の整備状況により、④のシステムも選択できるものとする

(主に小径木短幹材を搬出する場合に適用可能な作業システム)

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩～急傾斜地 〔概ね35°以下〕	架線系	(簡易な架線系集材) ジグザグ集材	チェンソー	フォワーダ 又はトラック

3 その他必要な事項

(該当なし)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、ケヤキ、その他 郷土種	

注) スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工林を行う場合は、無花粉品種を含めた花粉症対策品種を選択するよう努めること。上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町の林務担当部局又は林業普及指導員とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中庸仕立て	2500～3500	
ヒノキ	中庸仕立て	2500～3500	

- (注) 1. 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。
2. 低密度植栽を行う場合については、上記表の植栽本数によらずスギ1,000～1,500本/ha以上、ヒノキ1,500本/ha以上程度の疎植を行うものとする。）
3. 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、市町の森林担当課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定する。
4. 法令等により植栽本数の定めがある森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な植栽を行うこと。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する、全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある個所については、生木棚積地拵を行い隣地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	裸苗：4月～6月中旬まで、秋植えは苗木の根の生長が鈍化した10月～12月中旬までに行うものとする。 コンテナ苗：土壌が凍結していない時期に行うものとする。

注) コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入、低密度植栽など、造林の省力化と低コスト化に努めることとする。なお、低密度植栽を行う場合、肥大成長が促されるが、梢殺の樹幹になりやすく、合板材・集成材など加工向けの並材の生産を念頭においた施業となること、及び下刈りの誤伐や獣害等に起因する枯死苗の発生が大きな影響を及ぼすことに留意する。」

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図れる森林において行うものとし、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3-2の4に基づき、森林の適切な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クヌギ、コナラ、その他高木性の在来樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、その他高木性の在来樹種かつ、ぼう芽更新が可能な樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種の期待成立本数を次のとおりとし、天然更新を行う場合には、下記成立期待本数に10分の3を乗じた本数（ただし、草丈以上のものに限る）以上の本数を更新するものとする。

樹種	期待成立本数（本／ha）
天然更新実施樹種	10,000

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

自然に推移させると更新の完了した状態にならないと判断される場合には、天然更新補助作業を実施するものとする。

区 分	標準的な方法
地表処理	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し表土を露出させる。
刈出し	稚樹の生長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈り払う。ササ等の状況や立地条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壌条件や植栽する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽かき	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。

ウ その他天然更新の方法

以下の基準を用いて更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図る。

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の①②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

- ① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈（対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、高茎草本等）の高さ）以上のものがhaあたり3,000本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な育成が期待できない恐れがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3-2の4に基づき、次のア～エに掲げる要件をすべて満たす森林とする。

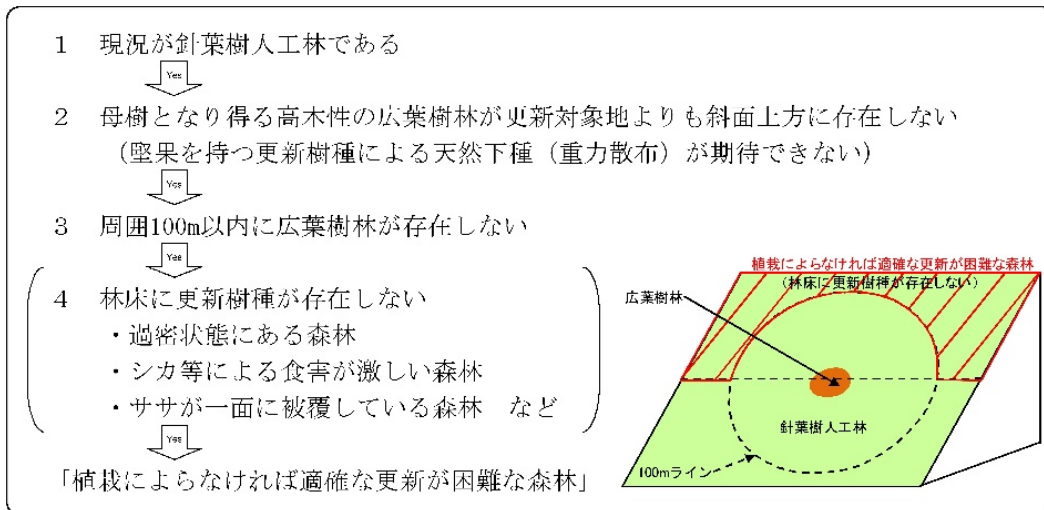
ア 現況が針葉樹人工林である。

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種による天然下種更新（重力散布）が期待できない。）

ウ 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。

エ 林床に更新樹種が存在しない（過密状態になる森林、シカ等による食害が激しい森林、シダが一面に被覆している森林など）。

なお、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

必要に応じて現地確認等により明らかにする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を次のとおり定めるとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させることとする。

樹種	生育し得る最大の立木の本数（本/ha）
----	---------------------

天然更新対象樹種	10,000
----------	--------

5 その他必要な事項

(該当なし)

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目		
スギ	短伐期	2,500～ 3,500	15年	22年	30年	①開始時期 樹冠がうっ閉し主林木相互間に競争が生じ始めた時期とする。 ②間伐率 各回とも20～35%の率で林分により調整し実施する。 ③間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ④回数 植栽本数・生産目標等により、時期・回数間伐率を調整する。	
ヒノキ	短伐期	2,500～ 3,500	18年	25年	35年	スギの①～④に準ずる。	

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法	備考
		初回	2回目	3回目		
下刈	スギ ヒノキ	7年生まで年1回 (雑草木の状態によっては2年目、3年目には2回刈りを行う)			下刈りは造林木が雑草木より抜き出るまで行い、その回数は植栽した年から7年間に7～9回とする。 下刈りの時期は、造林木が雑草木により被圧される前で、年1回の場合は、7月頃、年2回の場合は6月と8月に行う。	
つる切	スギ	8年	13年		必要に応じ、下刈りと合わせて行う。	
	ヒノキ	8年	13年			
除伐	スギ	10年			除伐は下刈り終了後、造林木が閉鎖状態になったときに、造林木の育成に支障となるかん木類や、つ	

	ヒノキ	10年			るを除去する。 また、あわせて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。
枝打	スギ	9年	16年	23年	枝打は最下枝の直径が7～8cmになったとき実施する。 枝打はていねいに幹を傷つけないよう、また、枯れ枝を残さないように仕上げる。
	ヒノキ	10年	18年	25年	

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

(該当なし)

イ 施業の方法

(該当なし)

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

町民の日常生活に密接な関わりを持ち、気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価が高い森林等。具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林層をなしている森林、市街地道路等と一体となつてすぐれた景観美を構成する森林、気象緩和・騒音防止等の機能を発揮している森林等をいう。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進することとし、別表2に定めるものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(該当なし)

【別表 1】

区 分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	寒川神社周辺を除く町域全域 概要図のとおり	12.61
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	寒川神社周辺	2.76
	その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	

※ 上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	町域全域 概要図のとおり	15.37
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

3 その他必要な事項

ア 施業実施協定の締結の促進方法

(該当なし)

イ その他

(該当なし)

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

(該当なし)

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

(該当なし)

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

(該当なし)

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度については、当町の森林は小規模かつ分散化しており、施業の集約化は難しく、当面の間活用の見込みはない。本町の実態に即した形での制度の活用について調査・研究の必要があるため、今後、類似した状況の市町の取組事例などを参考とし、意向調査の実施や制度の導入について検討を進めていく。

5 その他必要な事項

(該当なし)

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

(該当なし)

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

(該当なし)

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(該当なし)

4 その他必要な事項

(該当なし)

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
(該当なし)
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
(該当なし)
- 3 作業路網の整備に関する事項
 - (1) 基幹路網に関する事項
 - ア 基幹路網の作設に係る留意点
(該当なし)
 - イ 基幹路網の整備計画
(該当なし)
 - ウ 基幹路網の維持管理に関する事項
(該当なし)
 - (2) 細部路網の整備に関する事項
 - ア 細部路網の作設に係る留意点
(該当なし)
 - イ 細部路網の維持管理に関する事項
(該当なし)
- 4 その他必要な事項
(該当なし)

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
(該当なし)
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
(該当なし)
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
(該当なし)

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定
(該当なし)
 - (2) 鳥獣害の防止の方法

(該当なし)

2 その他必要な事項

(該当なし)

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

ナラ枯れ被害については、国、県等の関係機関と連携を図りながら、「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」に基づき、適切な防除対策を実施するものとする。近年、被害が急激に拡大したため全量の駆除等が困難なことから、倒木した場合に危険な被害木や景観面や歴史的、文化的価値がある樹木の保全を優先して対策を行うものとする。

(2) その他

(該当なし)

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

(該当なし)

3 林野火災の予防の方法

(該当なし)

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

(該当なし)

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

(該当なし)

(2) その他

(該当なし)

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

(該当なし)

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

(該当なし)

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

- (1) 森林保健施設の整備
(該当なし)
- (2) 立木の期待平均樹高
(該当なし)

4 その他必要な事項
(該当なし)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項
(該当なし)

2 生活環境の整備に関する事項
(該当なし)

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
(該当なし)

4 森林の総合利用の推進に関する事項
(該当なし)

5 住民参加による森林の整備に関する事項

樹林地や樹木の保全のため、その実態把握調査を推進するとともに、樹林地所有者の負担を軽減するよう、町民との協働による樹林地等の維持管理体制の構築を図ります。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
(該当なし)

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとする。

付属資料

- ・寒川町森林整備計画概要図